

「電気通信事業における個人情報保護に関する ガイドライン」の改正について

平成27年4月20日
事務局

「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の改正 1

「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」は、通信の秘密に係る電気通信事業法の規定、個人情報保護法等を踏まえ、電気通信事業者に対し、通信の秘密や個人情報保護の具体的な取扱いの指針を示したもの。

同ガイドラインについては、電気通信サービスをめぐる最近の動向を踏まえた改正が要請されており、本年1月から、「ICTサービス安心・安全研究会」WGにおいて検討を行った結果、以下の改正案がとりまとめられた。

主な改正案の内容

- ベネッセ社の大規模な個人情報漏えい事案を踏まえ、政府全体として、各分野における個人情報の適正な取扱いを徹底するため、電気通信分野においてもガイドライン改正の要請

※ 具体的には、各分野で消費者庁「ガイドラインの共通化の考え方について」の改正(平成26年11月)に沿った改正を行うことが要請されている。

- ➡ ・ 電気通信事業者における個人情報の適正な取扱いを徹底するため、ガイドラインの本文及び解説で以下についての具体例や望ましい対応についての記載を追加

- ① 第三者からの適正な情報取得の徹底
- ② 社内の安全管理措置の強化
- ③ 委託先の管理の強化

- 通信の秘密として保護される通信履歴(ログ)の保存の在り方について、利用者への対応やセキュリティ対策等の業務との関係で検討の要請

※ 「サイバーセキュリティ戦略」等でも、サイバー犯罪に対する事後追跡可能性を確保する観点からの検討が求められている。

- ➡ ・ インターネットの利用状況に関わる通信履歴である接続認証ログ※1 について、正当業務行為※2 として保存が許容される期間をガイドラインの解説で具体的に例示

※1 接続認証ログ: インターネット接続サービスにおいて、利用者を認証し、インターネット接続に必要となるIPアドレスを割り当てた記録

※2 正当業務としては、課金、利用者からの問合せ対応、セキュリティ対策など。

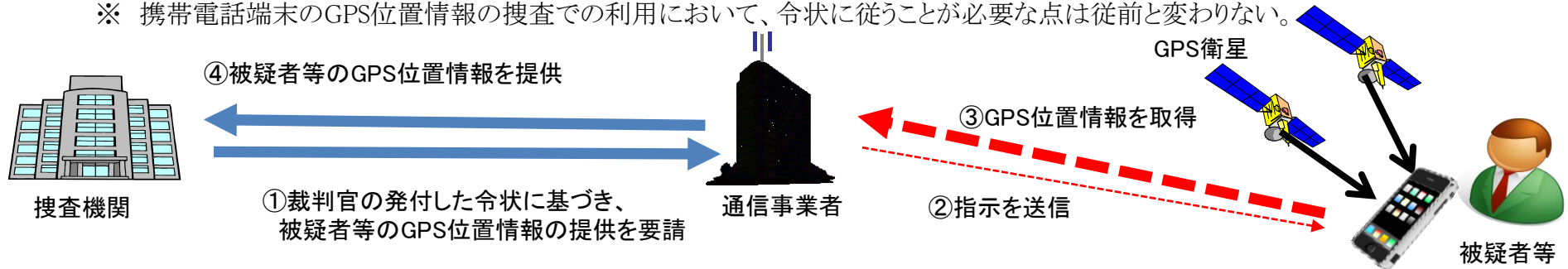
主な改正案の内容

- ・ 接続認証ログの保存が許容される期間についての具体的な記述は以下のとおり。
(接続認証ログの保存については、事業者が正当業務の遂行に必要とする場合、)一般に6か月程度の保存は認められ、適正なネットワークの運営確保の観点から年間を通じての状況把握が必要な場合など、より長期の保存をする業務上の必要性がある場合には、1年程度保存することも許容されると考えられる。

○ 携帯電話端末のGPS位置情報の捜査での利用についての実効性の確保の要請

- ➡
- ・ 犯罪捜査の場合における携帯電話端末のGPS位置情報の取得要件を見直し、現行ガイドラインの「当該位置情報が取得されていることを利用者が知ることができる」との要件を撤廃する。

※ 携帯電話端末のGPS位置情報の捜査での利用において、令状に従うことが必要な点は従前と変わらない。



スケジュール

4月17日 ガイドライン改正案等を公表。パブリックコメントを実施(4/18~5/22)

6月 パブリックコメント結果を踏まえ、「ICTサービス安心・安全研究会」WGで最終的な報告書を取りまとめ
→ ガイドライン改正を実施

ガイドライン第7条、第11条、第12条、第13条の改正(本文(第12条)及び解説) (個人情報の適正な取扱いの徹底の関係)

(適正な取得)

第7条 電気通信事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得しないものとする。

(解説)

【改正概要】 個人情報の取得における「偽りその他不正の手段」の具体例として、「本人をだましてその個人情報を取得する場合」、「判断能力の乏しい子どもを通じて親の同意なしに親に関する個人情報を取得する場合」などを追加。また、第三者からの提供により個人情報を取得する場合には、提供元の法の遵守状況を確認し、個人情報を適切に管理している者を提供元として選定することが望ましいことなどの記載を追加。

(安全管理措置)

第11条 電気通信事業者は、個人情報へのアクセスの管理、個人情報の持出し手段の制限、外部からの不正なアクセスの防止のための措置その他の個人情報の漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講ずるものとする。

(解説)

【改正概要】 電気通信事業者の内部又は外部からの不正行為による個人情報の漏えい等を防止するための技術的保護措置として望ましい手法として、情報システム等の設置場所における入退室の記録の保存、盗難等の防止のための措置、個人情報を取り扱う端末の機能の限定など、また、組織的保護措置として、責任の所在の明確化のための措置、監査実施体制の整備、漏洩等の場合の連絡体制整備などについて記載を追加。

(従業員及び委託先の監督)

第12条

3 電気通信事業者は、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

4 電気通信事業者は、前項の場合は、個人情報を適正に取り扱っていると認められる者を選定し、委託契約において、安全管理措置、秘密保持、再委託の条件（再委託を許すかどうか並びに再委託を許す場合は再委託先の選定及び再委託先の監督に関する事項等）、委託契約終了時の個人情報の取扱い、契約内容が遵守されなかった場合の措置その他の個人情報の取扱いに関する事項について適正に定めるものとする。

(解説)

【改正概要】 委託契約における安全管理措置等の内容、委託先の選定にあたっての確認方法、委託先の監査、委託先が再委託を行おうとする場合の望ましい手続等に関する記載を追加。

(個人情報保護管理者)

第13条 電気通信事業者は、個人情報保護管理者（当該電気通信事業者の個人情報の取扱いに関する責任者をいう。）を置き、このガイドラインを遵守するための内部規程の策定、監査体制の整備及び当該電気通信事業者の個人情報の取扱いの監督を行わせるものとする。

(解説)

【改正概要】 個人情報保護管理者の設置の意義や、権限、職務などについて具体的な記載を追加。

ガイドライン第23条(解説)の改正(通信履歴(ログ)の保存関係)

(通信履歴)

第23条 電気通信事業者は、通信履歴(利用者が電気通信を利用した日時、当該通信の相手方その他の利用者の通信に係る情報であって通信内容以外のものをいう。以下同じ。)については、課金、料金請求、苦情対応、不正利用の防止その他の業務の遂行上必要な場合に限り、記録することができる。

2 電気通信事業者は、利用者の同意がある場合、裁判官の発付した令状に従う場合、正当防衛又は緊急避難に該当する場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、通信履歴を他人に提供しないものとする。

(解説)

(5) いったん記録した通信履歴は、第10条の規定に従い、記録目的に必要な範囲で保存期間を設定することを原則とし、保存期間が経過したときは速やかに通信履歴を消去(個人情報の本人が識別できなくすることを含む。)する必要がある。また、保存期間を設定していない場合には、記録目的を達成後、速やかに消去する必要がある。

この保存期間については、提供するサービスの種類、課金方法等により各電気通信事業者ごとに、また通信履歴の種類ごとに異なり得るが、業務の遂行上の必要性や保存を行った場合の影響等も勘案し、その趣旨を没却しないように限定的に設定すべきであると考えられる。

例えば、通信履歴のうち、インターネット接続サービスにおける接続認証ログ(利用者を認証し、インターネット接続に必要となるIPアドレスを割り当てた記録)の保存については、利用者からの契約、利用状況等に関する問合せへの対応やセキュリティ対策への利用など業務上の必要性が高いと考えられる一方、利用者の表現行為やプライバシーへの関わりは比較的小さいと考えられることから、事業者がこれらの業務の遂行に必要とする場合、一般に6か月程度の保存は認められ、適正なネットワークの運営確保の観点から年間を通じての状況把握が必要な場合など、より長期の保存をする業務上の必要性がある場合には、1年程度保存することも許容されることが考えられる。

ただし、刑事訴訟法第197条第3項及び第4項に基づく通信履歴の電磁的記録の保全要請等法令の規定による場合その他特別の理由がある場合には例外的に保存し続けることができると考えられる。自己又は第三者の権利を保護するため緊急行為として保存する必要がある場合は、その他特別な理由がある場合として保存が許されることが考えられる。

ガイドライン第26条(本文及び解説)の改正(GPS位置情報の取得関係)

(位置情報)

第26条

3 電気通信事業者は、第4条の規定にかかわらず、捜査機関からの要請により位置情報の取得を求められた場合において、**当該位置情報が取得されていることを利用者が知ることができるときであって、**裁判官の発付した令状に従うときに限り、当該位置情報を取得するものとする。

(解説)

(4) また、上記(1)で述べたとおり、位置情報は、個々の通信に係る場合は通信の構成要素であるから電気通信事業法第4条第1項の通信の秘密として保護されると解される。これに対し、位置情報が個々の通信に係る場合と通信の秘密に該当しないと解する場合であっても、ある人がどこに所在するかということはプライバシーの中でも特に保護の必要性が高いことから、捜査機関からの要請により位置情報の取得を求められた場合については、第4条の規定にかかわらず、**位置情報の取得について、画面表示や移動体端末の鳴動等の方法により、当該位置情報が取得されていることを利用者が知ることができるときであって、かつ、**裁判官の発付した令状に従うときに限り、位置情報を取得することとする。

(参考)ICTサービス安心・安全研究会 個人情報・利用者情報等の取扱いに関するWG

概要

個人に関する情報や通信の秘密の保護の対象とされる情報などICTサービスにおける個人情報・利用者情報等の情報の取扱いの在り方について、最近の動向を踏まえ、専門的な観点から検討するため、「ICTサービス安心・安全研究会」の下に「個人情報・利用者情報等の取扱いに関するWG」を設置する。

検討事項

- (1) 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン等の見直し
- (2) インターネット上での個人情報・利用者情報等の取扱いの在り方
- (3) その他最近の動向を踏まえ、ICTサービスにおける個人情報・利用者情報等の取扱いについて検討が必要な事項

構成員

新美 育文 明治大学法学部教授【主査】
 宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授 【主査代理】
 太田 洋 西村あさひ法律事務所パートナー弁護士
 大谷 和子 株式会社日本総合研究所法務部長
 川出 敏裕 東京大学大学院法学政治学研究科教授
 木村たま代 主婦連合会事務局
 桑子 博行 違法・有害情報相談センター長
 小林慎太郎 株式会社野村総合研究所ICT・メディア産業
 コンサルティング部上級コンサルタント

佐伯 仁志 東京大学大学院法学政治学研究科教授
 穴戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授
 新保 史生 慶應義塾大学総合政策学部教授
 長田 三紀 全国地域婦人団体連絡協議会事務局次長
 林 紘一郎 情報セキュリティ大学院大学教授
 森 亮二 英知法律事務所弁護士

【オブザーバー】

ICT関連事業者及びその関係団体、
 関係省庁(IT総合戦略室、消費者庁、経産省)